

大阪府立とりかい高等支援学校 同窓会 会則

- 第1条 名称：大阪府立とりかい高等支援学校同窓会
- 第2条 事務局：本会は、事務局を大阪府立とりかい高等支援学校内に置く
- 第3条 目的：会員相互の親睦、就労を通じた社会自立を支えあう、豊かな人生の創造
- 第4条 事業内容：年1回の総会、その他、本会の目的を達成するための事業
- 第5条 会員：本校卒業生およびその保護者 特別会員：教職員
- 第6条 役員：会長（卒業生A） 副会長（卒業生B）
書記（担当教員） 会計（卒業生C、事務長） 会計監査（卒業生D）
【※ 卒業2年めA・B、卒業1年めC・D、教職員2名、計6名】
- 第7条 役員の任務
会長：本会を代表、会務を統括する
副会長：会長を補佐し、会長が会務を遂行できない場合に、これを代行する
書記：本会の会員名簿の整理、庶務一般にあたる
会計：本会の会費の出納にあたる
会計監査：本会の会計の監査にあたる
- 第8条 役員の任期：2年（卒業1年めの総会から2年間）
- 第9条 総会：総会において会則の改正、事業報告・計画、決算・予算案、新役員候補の承認、その他重要事項の決議を行う
決議は出席者の過半数をもって行う（書面決議の場合は、返信のない場合を承認したものとして扱うこととする）
総会は前期の土曜もしくは日曜に行う
- 第10条 会計：会費および寄付金、その他の収入をもってあてる
会費は学校納付金3年生で2,000円を徴収する（11期生から）
卒業式までに「加入しない」ことを意思表明する者については返金する
また、未加入の方で加入を希望される場合は、会費を納めれば加入できる
入会後は、会費は返還しない
特別会計として「周年事業積立金」を設置する
会費のうち1,000円は、「一般会計」から「周年事業積立金」へ振替をする
- 第11条 会計年度：毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

付則 この会則は平成28年 4月21日より施行する
この会則は令和2年10月31日より施行する
この会則は令和3年 9月 4日より施行する
この会則は令和4年 6月11日より施行する
この会則は令和7年 6月14日より施行する